

## 「特色ある公園整備基本方針（素案）」に対するパブリックコメント実施について

東大和市では、特色ある公園整備の基本的な方向を示す「特色ある公園整備基本方針」の策定を進めています。このたび、素案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

### 1 特色ある公園整備基本方針（策定）の目的

施設の老朽化や緑の消失などが進んでいる公園等の施設について、更新や機能の再整備をするにあたり、それぞれに個性を持たせ、地区のシンボルやコミュニティ形成の場として整備することにより、地域の活性化の拠点となる「特色ある公園」整備を図るための基本的な方針を策定します。

### 2 素案の内容

特色ある公園整備基本方針（素案）

### 3 素案に対する基本的な考え方

特色のある公園整備基本方針では、「東大和市総合計画(平成25年3月)」、都市計画法に基づく「東大和市都市マスタープラン(改定)(平成25年3月)」、都市緑地法に基づく「東大和市緑の基本方針(平成11年10月)」などとの整合を図り、特色のある公園整備の基本的な方針を定めたものです。

特色のある公園整備基本方針では、地域交流の活性化を図るために、次の内容を定めました。

- (1) テーマ設定
- (2) まちの拠点づくり
- (3) まちの風景づくり
- (4) 誰にでも使いやすい空間づくり
- (5) 防災への対応
- (6) 近隣施設との連携
- (7) 親しまれる名前
- (8) 市民・企業・行政の協働

今後、特色のある公園整備基本方針に基づき、特色ある公園整備の実現に向けて、取り組むこととします。

### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

## 5 意見の提出期間

平成28年2月8日（月）から3月8日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

## 6 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ

(2) 文書閲覧 環境部環境課（東大和市役所3階7番窓口）

## 7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

環境部環境課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

・ 書面の持参 環境部環境課（東大和市役所3階7番窓口）

・ 郵送〒207-8585 東大和市中心3-930東大和市環境部環境課宛て

・ FAX042-563-5931

・ 電子メールkankyoh@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成28年3月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 9 注意事項

・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。

・ 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

パブリックコメント 意見書

①案件名	
②住所 ※法人等の場合は、市内の事業所等の所在地	
③氏名 ※法人等の場合は、名称及び代表者氏名	
④勤務先名（学校名） ※市内在勤・在学の場合	
⑤勤務先所在地（学校所在地） ※市内在勤・在学の場合	
⑥意見の内容	

【お願い】

- ・意見は、書面の持参、郵送、FAX 又は電子メールにて提出してください。
- ・提出された意見の概要については、市ホームページ等で公表します。ただし、住所、氏名等の個人情報については公表しません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

※意見の提出期間：平成28年2月8日（月）から3月8日（火）まで（必着）